

# 「ご存じですか? 各種認定証」

## 国民健康保険

次の認定証を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費が一定額に抑えられます。

### 【限度額適用認定証】

医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※認定証のない方は、医療機関での支払額が自己負担限度額を超過した場合、高額療養費が支給されます。該当する方には申請案内を送付しますので、領収書の保管をお願いします。

### 【標準負担額減額認定証】

(限度額適用認定証と併せて交付)  
入院時に医療機関に提示すると、食事療養費の窓口負担額が軽減されます。

### ◆交付申請に必要なもの

- ・資格確認書等
- ・入院日数の分かる病院の領収書(過去12カ月間で、表①の区分オまたは、表②の住民税非課税の区分Ⅱの期間での入院日数が91日以上のもの)

なお、すでに交付され、8月以降も認定証が必要な方は、再度申請してください。

### ◆認定証の有効期限

令和9年7月31日  
※70歳を迎える方、後期高齢者医療制度に移行する方を除く。

### ◆マイナ保険証のご利用を

国民健康保険税の未納がない方(70歳以上は、所得区分が確認できる方)は、マイナ保険証を利用することで、事前の手続きなく限度額を超える支払いが免除されます。限度額認定証の事前申請は不要です。

### 後期高齢者医療

マイナ保険証または限度区分が記載された資格確認書を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担額および入院時の食事療養費を一定額に抑えられます。資格確認書へ限度区分の記載を希望する方は、資格確認書をお持ちのうえ、申請してください。

### ◆入院時食事療養費の手続

表②の住民税非課税の区分Ⅱの期間での入院日数が過去12カ月で91日以上になった方は、申請により、入院時の食事療養費を一定額に抑えられます。入院日数の分かる領収書をお持ちください。

※現在の資格確認書に限度区分が記載されている方で、85歳以上の方、または84歳以下でマイナ保険証を普段から使用していない方は、申請によらず限度区分を記載した資格確認書(有効期限 令和9年7月31日)が送付されます。

表① 70歳未満の国民健康保険加入者

区分	医療費の自己負担限度額(月額)	年間上限*1	対象者	
			限度額適用認定証*3	標準負担額減額認定証
ア 年間所得 901万円超	270,300円+ (医療費の総額-901,000円) × 1% * 【4回目以降140,100円】	1,680,000円	○	
イ 年間所得 600万円超901万円以下	179,100円+医療費の総額-597,000円) × 1% * 【4回目以降93,000円】	1,110,000円	○	
ウ 年間所得 210万円超600万円以下	85,800円+ (医療費の総額-286,000円) × 1% * 【4回目以降44,400円】	530,000円	○	
エ 年間所得 210万円以下	61,500円 * 【4回目以降44,400円】	530,000円*2	○	
オ 住民税非課税	36,900円 * 【4回目以降24,600円】	290,000円	○	○

年間所得=総所得金額等-基礎控除43万円(合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少します)  
\*過去12カ月(1年間)に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額  
※1 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用  
※2 年間所得が約200万円までの区分に該当する方は、41万円を適用し令和9年8月以降に償還払い  
※3 保険税の未納が無い世帯に限る

表② 70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者

区分	医療費の自己負担限度額(月額)		年間上限	限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)			
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	270,300円+ (医療費の総額-901,000円) × 1% * 【4回目以降140,100円】	1,680,000円		
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	179,100円+ (医療費の総額-597,000円) × 1% * 【4回目以降93,000円】	1,110,000円	○	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	85,800円+ (医療費の総額-286,000円) × 1% * 【4回目以降44,400円】	530,000円	○	
一般	課税所得 145万円未満	22,000円	61,500円 * 【4回目以降44,400円】	外来: 216,000円 外来+入院*6 530,000円	
住民税非課税	区分Ⅱ*5	11,000円	25,700円 * 【4回目以降24,600円】	外来: 96,000円 外来+入院 290,000円	○
	区分Ⅰ*4	8,000円	15,700円	180,000円	○

課税所得690万円以上の方および一般区分の方は、限度額適用認定証なしで自己負担限度額までの窓口負担となります。  
\*過去12カ月(1年間)に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額  
※4 国民健康保険の加入者全員と世帯主(後期高齢者医療制度の場合は世帯全員)が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除(公的年金は控除額806,700円。給与所得者の場合は、給与所得控除に加え10万円を控除)を差し引いたときに0円となる方  
※5 国民健康保険の加入者全員と世帯主(後期高齢者医療制度の場合は世帯全員)が住民税非課税で、「区分Ⅰ」以外の方  
※6 年間所得が約200万円までの区分に該当する方は、41万円を適用し令和9年8月以降に償還払い